

第34回福井地方，家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和3年3月9日（火）午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

福井地方，家庭裁判所第2会議室

3 出席者

(1) 地方裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

生駒俊英，上坂篤，高見和宏，武宮英子，西尾健太郎，野尻章博，村野裕二
（委員長），吉田尚広

(2) 家庭裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

上野祐夫，江守直美，河村宜信，西尾健太郎，野条泰永，村野裕二（委員長）

(3) 事務担当者

平野家裁上席裁判官，豊吉民事首席書記官，後藤刑事首席書記官，勝田首席
家庭裁判所調査官，畦地家裁首席書記官，早川地裁事務局長，田中家裁事務局
長，前川地裁総務課長，杉本家裁総務課長，野田家裁総務課課長補佐，宮本地
裁総務課庶務係長

4 議事

(1) 「新型コロナウイルス感染症対策について」説明

(2) 意見交換

5 意見交換の要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び開催テーマ

(1) 福井地方裁判所委員会

ア 次回開催期日

未定

イ 開催テーマ

未定

(2) 福井家庭裁判所委員会

ア 次回開催期日

未定

イ 開催テーマ

未定

(別紙)

意見交換の要旨

(◎：委員長，○：委員，□説明者・事務担当者)

- ◎ 当庁における新型コロナウイルス感染症対策としての取組について、お気付きの点や問題点等があれば意見等を伺いたい。
- 裁判所では、来庁者に対し一律に体調確認や非接触型の検温について協力をお願いしていないが、感染症対策として幅広く対応するためには、来庁者に対し一律に実施してもよいのではないか。
- 最近では簡単に非接触型で体温が測定できる機械が入口に設置されているところもあり、検温は一律実施すべきではないか。
- 裁判所は国の機関であり、開かれた施設であるため、一律の体温測定までは行っていない。個別事件の呼出状に記載する方法により体調確認をお願いし、何か体調に異常が見られた場合に裁判所に連絡していただくようお願いしており、一律ではなく個別対応により来庁を控えていただいている。
- 県外からの往来者の確認も行ったほうが良いのではないか。
- 家庭裁判所では県外から頻繁に来庁されることはなく、県内の方同士が当事者となることが多い。他県の当事者は電話会議やテレビ会議により参加いただくことを原則としており、他県から来庁される場合は少ない。今まで、当事者の行動歴を確認せずとも問題は生じていない。また、家庭裁判所の当事者として高齢者の方や小さなお子様がいらっしゃる方が多く、体調不良の方は自発的に来庁しない旨の申出をいただいている。
- ◎ 民事事件や刑事事件ではどのように実施しているのか。
- 民事事件では、大多数の事件は代理人弁護士が来庁するが、たまに本人が来庁する場合もある。1回の期日で長時間お話しすることは多くなく、法廷には飛沫防止用のアクリル板を設置し、換気を徹底している。また、当事者は、すべてマ

スクを着用しているため、飛沫に対する心配はない。その他、当事者には手洗い、手指消毒の協力をお願いしている。

ある程度長時間話すことが想定される証拠調べ、証人又は本人尋問の場合は、大きな法廷を使用し、当事者間の距離を十分とっている。証拠はお互い（当事者と書記官等）手渡しせず台等に置いてもらい、お互い（前同）近づかないよう工夫をしている。

また、以前から民事訴訟手続のIT化によりウェブ会議を活用することが予定されていたこともあり、県外の方もなるべく裁判所に来庁せずとも期日が進められるよう、裁判所として努力している。

- 刑事事件では、裁判員裁判の裁判員の方は、新型コロナウイルス感染症への感染対策が施されてはいるが、一つの法廷等で比較的限られたスペースでみんなと長時間過ごし、意見交換することが中心となるため、裁判所で連絡先を把握し、毎日の登庁の際に体調確認を行っている。

検察官側や弁護士側の証人は、検察庁、弁護士それぞれに対し証人の体調確認をお願いし、体調に異常がある場合には連絡をもらい、期日を変更する対応をとっている。

- 新型コロナウイルス感染症の感染時に症状のない方がおられるため、裁判所への来庁者がどの程度職員と接触するのかにより、とるべき対応は異なる。来庁者がマスクを着用しており、短時間、かつ書類の受渡し程度で、飛沫を浴びることがなければ、さほど心配はいらない。一方で、個別の調停の手続等で当事者と一定時間お話しするのであれば、2週間の県外滞在歴の確認が必要ではないかと思われる。

なお、職員がマスクを外すこととなる食事の際には、部屋の換気、会話は十分気を遣う必要がある。

- 裁判所において新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合、裁判所として

どのように確認するのか。

- 職員の体調に異常があった場合、職員は裁判所に対し報告するようになっている。濃厚接触者の範囲は保健所と相談し、検討することになる。また、業務の範囲は新型インフルエンザ感染症の対応を参考に検討する。

なお、裁判所で新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合、どの範囲でどのように応援するのかの一定の目安を作成している。

裁判所では、新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合の濃厚接触者の範囲を小さくするため、執務室にパーテーションを設置する等し、対象者が少なくなるよう工夫している。

- 保健所の判断もあるが、一つの部屋等クローズドスペースにいる人は、濃厚接触者と考えている。裁判所においても非常に密な状態と感じられる部署があるので、庁舎管理上、配慮いただきたい。
- ◎ 事前に感染者の範囲を少なくする工夫例があれば伺いたい。
- 同じ業務を2班体制で行い、他の班の者とは接触しないことにより、業務が滞らないようにしている。各班が執務する部屋自体も分けている。
- 建物に入るための複数ある入口を制限できないので、入口での検温はしていない。2021年度からは100人を超えない範囲で対面形式で行うが、基礎疾患がある方は、来なくてもよい対応をとる。
- 早出、遅出勤務を積極的にとり、同じ時間帯にいる人を減らしている。また、大きな部屋で多くの人が仕事をするをやめ、それぞれ個室において勤務することとしている。
- 飛沫防止の亚克力板設置では効果が弱いと考えており、部屋自体を分けている。また、使用するパソコンのセキュリティ対策を実施し、テレワークを活用している。

相談業務は、相談者に対し検温をお願いし、連絡先を把握している。相談時に

は多くの人との接触を避けるため、別室において、距離を十分とって行っている。

- 相談業務は、面前ではなく多くは電話相談としている。面前で行う場合は、換気を徹底し、マスクを外さないでよいように呈茶は行っていない。
- 週ごとの交替の2班体制や2フロアで業務を実施し、業務継続できる体制を整えている。また、濃厚接触者を少なくするため、立入りを制限している場所がある。

来客や他県からの出張者は、執務するフロアではなくロビーでの対応として、接触者を減らしている。

- 裁判所においてクラスターを発生させないためには、食事前の手洗い、食事後の換気、食事中の人の前では話さない、また、排せつ物にウイルスが含まれているため、界面活性剤等の洗剤によるトイレの清掃が有効である。
- 裁判所は、コロナ禍において、手続相談のため来庁する回数を減らす工夫は行っているのか。電子申立ての運用を含め、来庁回数を減らす工夫を検討すべきではないか。
- ホームページによる手続説明や書式を掲載している。また、事前の電話でのお問合せにより、申立てまでの来庁回数を減らすことができると考えている。
- 裁判所では、コロナ禍において、裁判所の業務の中心と思われる人と人との対面での形式が制約されたことにより、どのような影響があったのか伺いたい。
- 民事手続では、コロナ禍以前から書面でのやり取りが多かったもので、対面でなければ進まない手続は多くはない。また、電話会議やウェブ会議により行うことができる手続は、あまり支障がなかった。一方で、対面で当事者の目を見て話すことが重要である和解手続は、コロナ禍においても運営が難しかったという印象であった。
- 刑事手続では、その多くが公開法廷等で行う対面形式が必須である。新型コロナウイルス感染症の感染力の強さや感染経路等の情報が乏しい中、当初感染症対

策と被疑者、被告人の権利が十分に確保された裁判手続の両立に悩んだ。

- 家事手続では、調停などは基本的に電話での調停に切り替えて実施し、対面が必要な場合にのみ当事者に来庁してもらうなど、電話又は対面での手続の選択は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて調整している状況である。
- ◎ 最後に皆さんに対して、新型コロナウイルス感染症と向き合ってきて、将来につなげることができる点等があれば伺いたい。
- 遠方での会議に赴くことなくリモートでウェブ会議による参加等、職場におけるIT化が進み、移動時間等の短縮が図れ、別の有用なことに時間を費やせるようになった。
- 紙の良さ、デジタルの良さ、対面の良さ、リモートの良さを改めて見つめ直す機会となった。
- 在宅勤務での情報の持ち出し等のセキュリティ対策や事業継続計画について再検討する良い機会となった。
- 民事手続のIT化、家裁の電話会議の活用等、柔軟な手続運用がされており、今後、期日調整などもIT化が進むと良いと思う。
- 裁判所の手続について、なぜこのルールがあるのかという本質を考えさせられた機会となった。この気づきを今後生かしていきたい。
- IT化が進み、その利便性を認識することができた反面、いままでの対面での情報交換の良さも実感した一年であった。
- ◎ 貴重な御意見ありがとうございました。

今回、皆様からいただいた御意見は今後の参考にさせていただきたいと考えています。